

高齢者虐待防止に関する指針

身延町社会福祉協議会

令和 3 年 12 月作成

令和 5 年 7 月改正

令和 6 年 5 月改正

1. 法人・事業所等における虐待防止に関する基本的な考え方

身延町社会福祉協議会及び事業所等は、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切なケアを一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、全ての職員がこれを認識し、本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努めるものとする。

【虐待の定義】

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職員上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、または利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他の施設内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止検討委員会及び虐待防止検討事業所委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

(1) 虐待防止検討委員会

- ① 委員会の委員長は、社協会長とする。
- ② 委員会の委員は、社協副会長及び事務局長とする。
- ③ 事務局長は、自身が管轄する事業等において、虐待防止検討事業所委員

会を組織し、虐待防止検討委員会で審議された内容に基づいた虐待防止検討事業所委員会が開催されるよう各担当リーダーと綿密な連携を図るものとする。

- ④ 委員会は、年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。また、虐待等が発生した場合は、委員が委員会を招集することができる。

【正副会長事務局会議をこれに当てる】

- ⑤ 必要に応じて本法人監事、第三者委員等を委員会に招聘し、助言を得ることとする。

- ⑥ 委員会の審議事項等

- ・ 虐待防止検討委員会及び虐待防止検討事業所委員会、又はその他施設等の組織に関すること
- ・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ・ 虐待の防止のための職員の研修の内容に関すること。
- ・ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備について。
- ・ 虐待等が発生した場合は、その発生原因等の分析から得られる再発の防止対策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること。

(2) 虐待防止検討事業所委員会

- ① 委員会の委員長は、社協事務局長とする。各委員については、各担当リーダー又は所属長が指名した職員とする。

- ② 委員会の委員は、事業の規模に応じて委員長が決定する。

- ③ 各事業所及び事業において、事業所委員会委員の責務・役割を明確にし、委員名簿を毎年度はじめに別紙により作成する。

- ④ 委員会は、年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。

【リーダー会議をこれに当てる】

- ⑤ 委員会では、虐待防止委員会で審議された内容を周知するとともに、虐待防止対策が適正に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針に基づく研修は、年1回以上行うとともに、新規職員採用時には必ず虐待防止のための研修を行い、これらの研修の実施内容については、記録に残すものとする。

4. 虐待が発生した場合の対応方法

- (1) 虐待若しくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。
- (2) 各担当リーダーは、虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を検討する。
- (3) 各担当リーダーは、虐待防止委員会において、調査内容、再発防止策について報告を行う。
- (4) 虐待防止委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査または再検討を担当リーダーに指示する。
- (5) 虐待について、法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに虐待防止委員会が主導して対応する。
- (6) 虐待について、町の調査が行われる場合は、担当リーダーが対応する。
- (7) 虐待を行った職員については、就業規則に基づき適切な処分を行う。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や事務局長等への報告を行う。
- (2) 虐待若しくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、事務局長及び町に第一報として報告を行うとともに、担当リーダーは、家族に対し誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝えることとする。
- (3) 事務局長は、虐待防止委員会で承認された虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び町に報告する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

家族がいない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

法人施設及び事業所は、虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、第三者委員会、町、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を

家族等に伝えるものとする。

8. 利用者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

3に定める研修のほか、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

10. 対象とする事業

この指針の対象とする事業は、次のとおりとする。

- ・ 居宅介護サービス事業
- ・ 指定訪問介護事業
- ・ ホームヘルプサービス事業
- ・ 障害福祉サービス事業
- ・ 移動支援事業
- ・ デイサービス事業（令和6年5月20日廃止）
- ・ 生きがい活動支援通所事業
- ・ 配食サービス事業

附則

この規定は、令和4年4月1日から適用する。

附則

この規定は、令和5年4月1日から適用する。

附則

この規定は、令和6年5月21日から適用する。